

奈良県司法書士会総会会議規則

第1章 総 則

第1節 目的と適用

(目 的)

第1条 この規則は、奈良県司法書士会の総会（以下「総会」という。）の秩序を確立し、民主的かつ効率的に運営することを目的とする。

(適 用)

第2条 総会は、奈良県司法書士会会則並びに役員等選任規則に定めのない事項についてはこの規則による。

第2節 招集及び出席

(資料の発送)

第3条 総会の招集者（以下「招集者」という。）は、総会の招集日より2週間前までに、議案の審議に必要な資料を会員に発送するものとする。ただし、やむを得ない場合は、その期間を短縮することができる。

(参集の届出)

第4条 総会の組織員は、招集当日に参集し、その旨を招集者に届出なければならない。

(出欠の届出)

第5条 総会の組織員は総会の出欠を文書をもって招集者に届出なければならない。

(代理人選任の届出)

第6条 会則第43条第2項の規定により、代理人をして議決権を行使せしめるものは、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

第3節 司会者及び事務局

(司 会 者)

第7条 司会者は、招集者が指名し次の職務を行う。

- (1) 行事の運営に関する事項。
- (2) 開会及び閉会の宣告に関する事項。
- (3) 最初の議長を選出に関する事項。
- (4) 出席状況の点検に関する事項。
- (5) その他議長より指示された事項。

(事 務 局)

第8条 総会に事務局をおくことができる。

- 2 事務局には、招集者が任免する事務局長、書記、その他の職員をおく。
- 3 事務局長は、招集者及び議長の命をうけ総会の庶務を掌理する。
- 4 書記その他の職員は、事務局長の指揮をうけ庶務に従事する。

第4節 議 長

(議長の職務及び権限)

第9条 議長は会議の秩序を保持し、議事を整理するとともに、会議を代表してその事務を総理する。

- 2 会議の秩序をみだし、又は議事の進行を妨げ若しくは総会の品位を傷つける行為があった者にたいしては、議長はこれを制止し又は発言の取消をさせることができる。この場合において命令に従わないときは、議長は発言を禁止し又は退場を命ずることができる。
- 3 議長は副議長1名を総会の承認を得て置くことができる。

第5節 会 期 等

(会 期)

第10条 会期は会議に諮り決定する。

- 2 最初に定める会期は招集者が提案する。
- 3 議事に付された議案がすべて議了したときは、会期中でも閉会することができる。

(会議時間)

- 第 11 条 会議時間は、会議に諮り決定する。
2 最初の会議時間は、招集者が定める。

第 6 節 規 律

(品位の保持)

- 第 12 条 出席者は総会に臨み品位を重んじなければならない。
(議事妨害の禁止)

- 第 13 条 何人も会議の妨げとなる言動をし、又はみだりに自席を離れてはならない。
(その他の行為の禁止)

- 第 14 条 何人も会議場において議長の許可がなければ演壇に登り、又は文書の配布、掲示、その他これに類似する行為をしてはならない。
(議長の秩序保持権)

- 第 15 条 すべての規律に関しては議長がこれを定める。

第 7 節 議 事 録

(議事録の記載事項等)

- 第 16 条 会則第 47 条に定める議事録の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の議事日程の経過
 - (3) 出席した総会の組織員及び役員
 - (4) 総会の成立に関する事項
 - (5) 議案又は動議に関する事項について、その事項の経過と結果
 - (6) 役員等選任の経過及びその結果
 - (7) その他議長又は会議において必要と認めた事項
- 2 議事録は、速記の方法又はその他適当と認めた方法によって、議案並びに議事の経過要領を明記してその結果を記録する。

(議事録署名人の選任)

- 第 17 条 会則第 47 条第 2 項の議事録署名人は議長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第 2 章 議 事 の 運 営

第 1 節 議案等の発議及び撤回

(議 案)

- 第 18 条 議案とは、会則第 42 条に規定する事項で、招集者又は総会の組織員から提出された発議をいう。

(議案の提出)

- 第 19 条 議案を提出するには、文書をもって提出しその案に理由を付するとともに、予算を伴う場合は必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

- 2 総会の組織員が議案を提出するには総会の前日までに 5 人以上の賛成者を連記した前項の書面を提出しなければならない。この場合、招集者が指示する数の写しを添えるものとする。ただし、総会の 3 週間以前に議案を提出する場合は、写しの添付を要しない。

(動 議)

- 第 20 条 動議とは会期中に提出するものであって、議案を修正する動議（以下「修正動議」という。）及び議事の進行について措置を求める動議（以下「議事進行動議」という。）をいう。

(動議の提出)

- 第 21 条 修正動議は文書をもって提出し、その案に理由を付するとともに予算を伴う場合は必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

- 2 修正動議は 5 名以上の賛成者の連記を要するとともに、当該議題の質疑が終結するまでに提出するものとする。
- 3 議事進行動議は、口頭により発議することができる。ただし 5 人以上の支持者がなければ議題とすることができない。

(議案及び質疑の提出先)

第 22 条 議案及び文書による質疑は議長が選任されるまでは招集者に、議長が選任された後は議長に提出するものとする。

(議案及び修正動議の撤回)

第 23 条 議案及び修正動議を撤回しようとするときは、発議者と総会に出席している賛成の連記者より文書をもって申し出て議長の許可を得なければならない。ただし議題となった後は総会の同意を得なければならない。

(一事不再議等)

第 24 条 表決又は撤回された議案並びに修正動議については、その会期中は再び発議することはできない。

第 2 節 発 言

(発 言 者)

第 25 条 総会の組織員以外の者は発言することはできない。ただし議長が許可した者はこの限りでない。

(発言範囲)

第 26 条 発言は、すべて簡明であることを要し、かつ次に掲げる事項以外にわたってはならない。

(1) 議案及び動議の範囲内の発言

(2) 議長にたいする質疑、議事進行に関する発言

(発言の方法)

第 27 条 発言をしようとする者は挙手をして発言をもとめ、議長の許可を得た後、所属支部及び氏名を述べてから発言しなければならない。

2 発言は議長が指示する場所で行わなければならない。

(発言の制限)

第 28 条 議長は必要と認めるときは、発言の回数及び時間を制限することができる。

2 議長は前条及び前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(発言の継続)

第 29 条 議事の中断又は休憩のため発言を終らなかつた者は、更にその議事を始めたときに前の発言を継続することを議長に求めることができる。

(表決時の発言制限)

第 30 条 表決の宣告後は何人も発言を求めることができない。ただし表決の方法についての発言はこの限りでない。

(発言の取消又は訂正)

第 31 条 発言した総会の組織員は、会期中に限り会議の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし表決を経たものについては発言の趣旨を変更することができない。

第 3 節 開議及び議事の終了

(開議の宣言)

第 32 条 開議の時刻に到ったときは、議長は議長席につき会議を開くことを宣言する。

(議事日程)

第 33 条 議長は開議の宣告後議事日程を宣言するものとする。

2 議長は必要と認めるときは、会議に諮り議事日程の変更をすることができる。

(議事の終了)

第 34 条 議事日程に定めた議事を終つたときは、議長は議事の終了を宣言するものとする。

2 議事が予定の時刻に終わらない場合は、議長は会期又は会議時間を延長することについて諮るものとする。

(宣告後の発言)

第 35 条 議長が議事の終了又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第4節 議 事

(議題の宣告)

第36条 議案及び修正動議を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は必要があると認めるときは、総会の承認を得て2件以上の議案及び修正動議を一括して議題とすることができる。

(議事の順序)

第38条 議題は発議者がその趣旨説明を行い、それに対する質疑と討論を経て表決するものとする。

2 議長は議案及び修正動議についての質疑又は討論を一括してさせることができる。

3 役員等の選任を議題とした場合に、開票その他の選挙事務のため必要があるときは、その議事を一時中断して他の議案又は修正動議を議題として付議することができる。

(議事の継続)

第39条 議案及び動議の審議が中断された場合において、再び議事が開かれたときは原則として前の議事を継続する。

(質疑及び討論開始の宣告・順序)

第40条 質疑又は討論を始めるに当って、議長はその開始を宣告する。

2 質疑をする者の順序は議長が定める。

(質疑の回数)

第41条 質疑は1人が1議題につき原則として2回迄とし、議長の許可により更に質疑することができる。

(討論の順序)

第42条 討論の順序は最初に反対者をして発言させ、次に賛成者及び反対者をしてなるべく交互に指名して発言せしめるものとする。

(質疑、討論終結の宣告)

第43条 質疑又は討論が終ったときは、議長はその終結を宣言する。

第5節 議事進行動議の処理

(議事進行動議の発言)

第44条 議事進行動議を発議するには「議事進行動議」と表明し、議長の許可を受けて発言するものとする。

2 前項の発言は議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

3 議事進行動議の発言がその趣旨に反すると認められるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

4 第1項の発言を議題とするときは、議長はその支持者を確認しなければならない。

(質疑、討論の省略)

第45条 議長は議事進行動議については、質疑又は討論を省略して表決に付することができる。

(議事進行動議の先決)

第46条 議事進行動議は他の議題に先立って表決しなければならない。ただし議長がその趣旨を適当と認めるときは、表決を省略し、議長が決定し措置することができる。

2 前項の動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。

第6節 表 決

(表決の宣告)

第47条 議長は討論が終結したとき、又は質疑及び討論の発言者のいないときは表決の宣告をする。

(条件の禁止)

第48条 表決には条件を付することはできない。

(表決の訂正の禁止)

第49条 総会の組織員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(表決の順序)

第 50 条 修正動議は原案に先立ち表決する。

2 議案について数個の修正動議がある場合は、原案に最も遠いものから先に順次表決する。

3 修正動議が否決されたときは原案について表決する。

4 議案の一部について修正の可決があったときは、なおその余の部分について表決する。

(表決の方法)

第 51 条 議長は表決にあたっては、異議の有無をはかり、異議がないと認めるときは可決とする。ただし異議がある旨の発言があるときは、挙手又は起立により表決する。

(投票による表決)

第 52 条 議長が必要と認めたとき、又は出席した総会の組織員の過半数の同意があったときは、投票により表決する。

2 投票は無記名とし、その方法は議長が定める。

(表決、結果の宣言)

第 53 条 表決が終結したときは、議長は可決又は否決の宣告をする。

2 議長は投票により表決したときは、その結果を併せて報告しなければならない。

第 3 章 議事運営委員会

(議事運営委員会)

第 54 条 総会の円滑な運営と能率的な議事進行を図るために、招集者は招集後速やかに議事運営委員会を設置することができる。

2 議事運営委員会は議事の運営に関して次の事項を掌理する。

(1) 議長の諮問に応じること。

(2) 議長の命をうけた事項を処理すること。

(3) 議長に意見を具申すること。

(4) 第 6 条の調査、総会組織員の確認に関すること。

3 議事運営委員会は、総会の閉会のときに廃止される。

(議事運営委員会の組織)

第 55 条 議事運営委員会は各支部長が各々 3 名ずつ指名した者 6 名及び役員の内から会長の指名した者 1 名をもって組織する。なお、指名された委員が欠けたときは、欠員となった委員の指名権を持つ指名権者は委員を補充することができる。

(議事運営委員長)

第 56 条 議事運営委員会に委員長 1 人を置く。

2 委員長は議事運営委員のなかから互選する。

3 委員長は議事運営委員会の運営を指揮するとともに、委員会の議事を整理し、議事運営委員会を代表する。

(議事運営委員会の招集)

第 57 条 委員長は必要と認めたときは議事運営委員会を招集する。ただし最初の議事運営委員会は招集者が招集する。

2 議長から請求があったときに、委員長は議事運営委員会を招集しなければならない。

(議事運営委員会の議事)

第 58 条 議事運営委員会の議事は委員の過半数が出席し、その過半数で決する。ただし可同数のときは委員長が決する。

(他の者の出席)

第 59 条 議事運営委員会は必要に応じ議長、本会役員、又はその他の者の出席をもとめ意見をきくことができる。

(議事運営委員会の報告)

第 60 条 議長は議事運営委員会の構成とその決定事項のうち、必要と認めたものは総会に報告し、又は総会に諮るものとする。

2 議長は前項の報告を委員長に代行させることができる。

第4章 補 則

(傍 聴)

第 61 条 総会を傍聴する者は、あらかじめ文書により招集者又は議長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、招集者又は議長が定めた傍聴席に着席し、すべて議長の指示に従わねばならない。

3 招集者又は議長において必要があると認めるとき、又は傍聴席に余裕がないときは、傍聴人の員数を制限し又は傍聴を禁止することができる。

4 議題が秘密を要するとの議決があったとき、又は傍聴席が騒しいときは、議長は傍聴人を退場させることができる。

5 傍聴人のうち議事の妨害にわたる行為のある者は、議長は退場させることができる。

(疑義等に対する措置)

第 62 条 この規則に定めのない事項、又はこの規則の疑義は議長の決定による。ただし総会の組織員に異議があるときは、総会に諮って決定する。

(規則の改廃)

第 63 条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

(施 行 規 則)

この規則は、承認議決のあった総会終結時より施行する。

(平成4年5月16日施行)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。